

※ 該当する箇所に○をつける

[用紙No.介護1]

<input type="checkbox"/>	一般・短期組合員又はその被扶養者
<input type="checkbox"/>	船員・船員短期組合員又はその被扶養者
<input type="checkbox"/>	任意継続組合員又はその被扶養者

介護保険第2号被保険者資格

取得  
届書  
喪失

組合員記号番号		公立東京		(枝番) (00)	組合員氏名		
区	分	氏名	生年月日	性別	取得・喪失年月日	事由 (該当する事由に○をつける)	
組合員	取得		年 月 日		年 月 日	1 障害者支援施設等に入所した	
	喪失					2 障害者支援施設等を退所した	
被扶養者	取得		年 月 日		年 月 日	3 国内に住所を有しなくなった	
	喪失					4 国内に住所を有するに至った	
	取得					1 障害者支援施設等に入所した	
	喪失					2 障害者支援施設等を退所した	
						3 国内に住所を有しなくなった	
						4 国内に住所を有するに至った	

上記のとおり届け出ます。

公立学校共済組合東京支部長 殿

令和 年 月 日 住所

届出者 職名

氏名

---

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日 所属所名

所属所長職氏名

(公印省略)

電話番号

- ・ 組合員及びその被扶養者が組合員資格取得の際、既に介護保険第2号被保険者資格を喪失している場合には、「喪失」に○をして一般・短期組合員資格取得届書とこの届書を提出してください。
- ・ 組合員又は被扶養者が40歳又は65歳に達したときには、提出の必要はありません。  
ただし、上記「事由」1～4に該当する組合員及び被扶養者が40歳又は65歳に達したときは、この届書を提出してください。
- ・ 任意継続組合員の方は、所属所長の証明は不要です。
- ・ 「国内に住所を有しない」とは住民基本台帳上の住所を有しないことをいいます。住民票を国内に残したまま赴任される場合には、「喪失」には該当しません。

	届出事由	添付書類
(1) 介護保険第2号被保険者が資格取得するとき	国内に住所を有するに至ったとき	住民票の写し
	障害者支援施設等の介護保険適用除外施設から退所したとき	施設退所証明書
(2) 介護保険第2号被保険者が資格喪失するとき	国内に住所を有しなくなったとき(国内に住所を有しないときに40歳となったとき)	住民票(除票)の写し
	障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所したとき	施設入所証明書

提出先 : 公立学校共済組合東京支部給付貸付課資格担当  
(東京都教育庁福利厚生部内)  
(令和8年1月)